

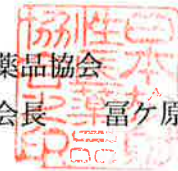
日核事第 23053 号
放薬発 23 第 05 号
令和 6 年 1 月 1 日

厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課
課長 佐藤 大作 殿

一般社団法人 日本核医学会
理事長 絹谷 清剛



日本放射性医薬品協会
会長 富ヶ原 祥隆



放射性治験薬の運搬等に関する自主基準の廃止について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご指導ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本核医学会及び日本放射性医薬品協会では、平成 28 年 3 月 8 日に「放射性治験薬の運搬等に関する自主基準」を制定し、放射性治験薬の適正な管理を行ってまいりました。

この度、令和 6 年 1 月 1 日から「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 4 年 11 月 11 日 政令第 349 号）及び「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示」（令和 4 年 12 月 20 日 原子力規制委員会告示第 5 号）が施行されたことに伴い、施行後における放射性治験薬の運搬は「放射性同位元素等の規制に関する法律」関係法令を遵守して行うこととなりました。

つきましては、「放射性治験薬の運搬等に関する自主基準」は令和 5 年 12 月 31 日をもって廃止しましたこと、ご連絡申し上げます。

引き続き日本核医学会、日本放射性医薬品協会が連携して放射性治験薬の適正管理に努めてまいりますとともに、貴課におかれましても今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白